

東京都立多摩科学技術高等学校における動画サイト利用規程

(趣旨)

第1条 この利用規程は、東京都立多摩科学技術高等学校における教育成果発表機会の確保及び広報活動のため、動画サイトの適切な利用を図ることを目的として定める。

(体制と役割)

第2条 東京都立多摩科学技術高等学校長（以下「学校長」という。）、東京都立多摩科学技術高等学校副校長（以下「副校長」という。）及び多摩科学技術高等担当教員（以下「担当教員」という。）が担う役割と業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校長（ソーシャルメディア責任者）
 - ア 動画サイト利用開始に関する決定
 - イ 作品等の公開に関する決定
 - ウ 担当教員の指定
 - エ 緊急時対応総括
- (2) 副校長（ソーシャルメディア運営主任）
 - ア 担当教員のサポート
 - イ 緊急時対応
- (3) 担当教員（ソーシャルメディア担当）
 - ア 動画サイト利用開始に関する立案
 - イ 作品等の公開に関する端末作業
 - ウ 動画サイトの運営状況の監視
 - エ 緊急時対応

(端末の設置及びインターネットへの接続)

第3条 動画サイトを利用する際の端末は、ICT 端末を使用し、インターネットへは ICT 回線のネットワークにより接続することとする。

(アカウントの作成)

第4条 動画サイトにアカウントを作成する際は、以下のとおり実施する。

- (1) 意思決定
 - 目的・内容・対象者等を書面にて作成し、学校長決裁とする。
- (2) アカウント名
 - S800806@section.metro.tokyo.jp
- (3) その他設定内容
 - ア 動画に対するコメントは書き込めないよう設定すること。

- イ 動画に対する評価ができないよう設定すること。
- ウ 再生回数が表示されるよう設定すること。
- エ 上記アからウまでが設定できない場合には、学校長の指示により適切に管理する。

（作品等の公開）

第5条 動画サイトへの作品等のアップロードは、以下のとおり実施する。

（1）公開前から公開まで

- ア 公開する作品等の校内決定を行う。
- イ 生徒・保護者から書面により承諾を得る。
- ウ 担当教員が作品等のアップロードを行う。
- エ 管理職が立会い公開処理を行う。

（2）公開後

- ア 定期的に動画サイトを確認し、作品等に異常が無いか確認する。
- イ コメントや評価が記載されている場合には、管理職判断により削除等の処理を行う。

（作品等の管理）

第6条 アップロードした作品等については、別紙「公開作品台帳」により管理するものとする。

（作品等の取扱い）

第7条 動画サイトにて作品等を公開する際には、以下の点に注意することとする。

- （1）生徒の顔が鮮明に映る作品等は公開しない。
- （2）生徒個人が特定できる作品等は公開しない。
- （3）生徒氏名については公開しない。
- （4）上記（1）から（3）について、生徒・保護者から公開することの承諾があった場合には、承諾書を受領後に公開する。

（緊急時の対応）

第8条 動画サイト利用時に不測の事態が起こった場合には、以下のとおり処理する。

- （1）アップロード済みの作品等に不測の事態が起こった場合には、当該作品等の公開停止を行う。
- （2）アップロード済みの作品等（複数作品）に対して同時に不測の事態が生じた場合には、内容を検討し、他のアップロード済みの作品等についても管理職判断により公開停止を行う。
- （3）その他の事態が起こった場合には、管理職の判断に基づき適切かつ迅速に対応する。